

平成12年10月3日付け制定の本県取扱い「準不燃材料で造られる外壁の外断熱工法の取扱いについて」の廃止について

平成29年3月15日
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

標題の取扱いは、廃止します。

○廃止する理由

標題の取扱いは、既存の資料（建設省の通達 昭和60年9月5日住指発第510号「耐火構造の外壁に施す外断熱工法の取扱いについて」に記載あり）を元に、準不燃材料であれば耐火構造の外壁に施すことができると鳥取県で独自に定めたものであった。

その後、日本建築行政会議編集の書籍「建築物の防火避難規定の解説2002」（平成14年版）で、新たにビーズ法ポリスチレンフォーム（JIS A 9521…難燃性材料が原料）も使用可能であるなど、当該取扱いより広い範囲の材料を許容する判断が示されたことから、当該取扱いを廃止するもの。

<参考：廃止する取扱い>

準不燃材料で造られる外壁の外断熱工法の取扱いについて

平成12年10月3日
鳥取県土木部建築課

（取扱い）

耐火構造の外壁に施す断熱層、下地、仕上げの材料すべてについて準不燃材料で施工した外断熱工法は、次の要件に適合する場合には、防火上、構造上支障がないものとして取り扱うことができる。

- ①法令により耐火構造とする外壁で、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造等の遮熱性を有する外壁に施すものであること。
- ②開口部の周囲の部分は、モルタルその他の不燃材料であること。
- ③給水管等の配管又は風道等が貫通する場合はその周囲をモルタルなどの不燃材料で造りかつ、隙間が生じないようにすること。
- ④断熱層及び外装材は、施行令第39条に規定に基づき、脱落しないよう処理すること。

（考え方）

耐火構造の外壁に施す外断熱工法については、建設省の通達昭和年9月5日住指発第号「耐火構造の外壁に施す外断熱工法の取扱いについて（平成12年4月1日からは自治事務化により効力はなく参考としている。）により、試験を受けることとしていたが、断熱層、下地、仕上げを準不燃材料（通常の火災による加熱が加えられた場合に10分間燃焼しない性能を有する材料）を使用した場合には、外壁の燃焼から上階等への延焼に関して防火上支障がないものとして取り扱うことができると考えられる。

なお、建設省の通達平成4年3月30日住指発第103号「耐火建築物又は簡易耐火建築物の外装材として木材を取り付ける場合の取扱い（現在参考としているもの）に該当する部分について」では、外断熱工法として断熱材、下地、仕上げの材料を難燃材料若しくは木材としたものを施工できると考えられる。